

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和7年1月31日（金） 8：17～8：26

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：石 破 茂 内閣総理大臣
村 上 誠一郎 国務大臣（総務大臣）
鈴 木 馨 祐 国務大臣（法務大臣）
岩 屋 毅 国務大臣（外務大臣）
加 藤 勝 信 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
あ べ 俊 子 国務大臣（文部科学大臣）
福 岡 資 麿 国務大臣（厚生労働大臣）
江 藤 拓 国務大臣（農林水産大臣）
武 藤 容 治 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
中 野 洋 昌 国務大臣（国土交通大臣）
浅 尾 慶一郎 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
中 谷 元 国務大臣（防衛大臣）
林 芳 正 国務大臣（内閣官房長官）
平 将 明 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
伊 藤 忠 彦 国務大臣（復興大臣）
坂 井 学 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
三 原じゅん子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
赤 澤 亮 正 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
城 内 実 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
伊 東 良 孝 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：橘 慶一郎 内閣官房副長官
青 木 一 彦 内閣官房副長官
佐 藤 文 俊 内閣官房副長官
岩 尾 信 行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件	3件
○公布（条約）	1件
○政令	5件
○人事	2件
○配布	2件

いずれも、案件表のとおり、決定等となった。

議事内容：

○林国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、橋副長官から御説明申し上げます。

○橋内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準の策定」について、御決定をお願いいたします。本件は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の施行に関し、統一的な運用を図るため、政府として講ずべき措置や遵守すべき事項を定めるものであります。

次に、「日・クロアチア航空協定」の締結及び公布について、御決定をお願いいたします。本件は、昨年の通常国会で承認を得たものであります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「リトアニア国」及び「セントルシア国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、政令5件について、御決定をお願いいたします。まず、「国家公務員育休法の一部改正法の施行期日令」及び「地方公務員育休法の一部改正法の施行期日令」の2政令は、各改正法の施行期日を本年10月1日等とするものであります。

次に、「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の施行期日令」は、同法の施行期日を本年5月16日とするものであり、「同法施行令」は、同法の施行に伴い、重要経済安保情報の表示の方法等を定めるものであります。

次に、「入管法施行令の一部改正令」は、在留資格の変更許可等に係る手数料の額を改定するものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、ホンジュラス国駐箚大使中原淳を願いに依り免ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、伊藤信孝外348名の叙位又は叙勲等について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「会計検査院法の規定に基づく報告書」があります。本件は、参議院からの要請に基づき実施した会計検査の結果を参議院に報告した旨、会計検査院から通知があったものであります。

次に、件名外の配布資料といたしまして、「労働力調査報告」があります。本件につきましては、後程、総務大臣及び、関連して厚生労働大臣から御発言があります。

なお、本件の公表時刻は8時30分ですので、それまでの間、不公表となります。

○林国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、総務大臣。

○村上国務大臣：本日、労働力調査結果を公表いたします。公表時刻は8時30分ですので、その旨御留意ください。12月の完全失業率は、季節調整値で2.4パーセントと前月に比べ0.1ポイントの低下、就業者数は6,811万人と1年前に比べ57万人増加し29か月連続の増加となりました。また、令和6年の平均は、完全失業率は2.5パーセントと前年に比べ0.1ポイントの低下、就業者数は6,781万人と比較可能な昭和28年以降で過去最多となりました。今後も就業者や完全失業者などの状況を注視してまいります。

○林国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○福岡国務大臣：本日、一般職業紹介状況結果を公表いたします。その主なポイントは、次の通りです。公表時刻は8時30分ですので、その旨御留意ください。令和6年12月の有効求人倍率は、季節調整値で1.25倍と、前月と同水準となりました。なお、令和6年平均の有効求人倍率は、1.25倍と、前年を0.06ポイント下回りました。求人・求職の動向や、総務大臣から報告のありました労働力調査の結果をみますと、現在の雇用情勢は、求人が底堅く推移しており、緩やかに持ち直しています。物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要があると考えています。引き続き、雇用と生活をしっかりと守るため、求職者の方が置かれている状況に応じた、きめ細かな就労支援に取り組むとともに、事業主の方に対する人材確保支援に取り組んでまいります。

○林国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件

〔 令和 7 年 1 月 31 日 〕 (金)

◎ 一 般 案 件

資 料
あ り

○ 重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準の策定について（決定）

（内閣府本府・内閣官房）

〃 ○ 航空業務に関する日本国政府とクロアチア共和国政府との間の協定の承認について（決定）

（外務省）

資 料
な し

☆ リトアニア国駐箚特命全権大使清水信介外 1 名に交付すべき信任状及び前任特命全権大使尾崎 哲外 1 名の解任状につき認証を仰ぐことについて

（決定）（同上）

◎ 公 布 （ 条 約 ）

資 料
な し

☆ 航空業務に関する日本国政府とクロアチア共和国政府との間の協定（決定）

（外務省）

◎ 政 令

資 料
あ り

○ 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）

（内閣官房）

〃 ○ 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の施行期日を定める政令（決定）（内閣府本府）

〃 ○ 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（決定）（同上）

〃 ○ 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）

（総務省）

〃 ○ 出入国管理及び難民認定法施行令の一部を改正する政令（決定）（法務・財務省）

- ◎人 事
- 資料あり ○特命全権大使中原 淳を願に依り免ずることについて（決定）
- 〃 ☆三重大学名誉教授伊藤信孝外 348名の叙位又は叙勲等について（決定）

- ◎配 布
- ☆会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書
(内閣官房)

[○署名あり ☆署名なし]

件 名 外 案 件

〔 令 和 7 年
1 月 31 日 〕 (金)

◎ 配 布

☆ 労 働 力 調 査 報 告

(総 務 省)

[○ 署 名 あ り ☆ 署 名 な し]